



市税の納付が便利になります



①コンビニで市税を納付できます

平成23年度の市税から、コンビニエンスストアで納税ができるようになりました。これにより、休日、夜間を問わずお近くで納税できます。

納付できる市税市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

取扱店舗

セブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、サンクス、a m / p m、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティストア、サークルK、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、デイリーヤマザキ、ポプラ、ヤマザキデイリーストア

※上記のコンビニエンスストアであれば、全国のどの店舗からでも納付できます。

【次の場合はご利用いただけません】

- ▶ 納付書にバーコードが印字されていない、または破損等によりバーコードが読み取れない場合
- ▶ 納付書に記載されている納期限を過ぎた場合
- ▶ 1枚の納付書の金額が30万円を超える場合
- ▶ 金額を訂正した納付書を使用する場合

ご注意ください!

納付書は期別ごとに1枚ずつ分かれていますので、紛失にご注意ください。また、お支払いの際は期別・内容を十分ご確認ください。納付してください。

②携帯電話から市税を納付できます

平成23年度から、携帯電話を使っていつでも納税ができるモバイルレジサービスを開始します。

【モバイルレジとは?】モバイルバンキングを利用して携帯電話で納税ができるサービスです。

納付できる市税市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

※納付書にコンビニエンスストア用のバーコードが印字されているもの

モバイルレジでの納付方法

- ①利用したい金融機関にモバイルバンキングの利用申込みをします。
 - ②初回のみ携帯アプリケーションをダウンロードします（右のQRコードからダウンロードいただくか、平成23年度納付書に同封されているチラシからダウンロードしてください）。
 - ③納付書を用意し、携帯電話のカメラで各納付書に印字されているバーコードを読み取ります。
 - ④表示された金額を確認します。
 - ⑤金融機関を選択します。
 - ⑥モバイルバンキングにログインし、内容確認後、支払完了です。
- ※払い込み手数料は無料です。



モバイルレジ QRコード



モバイルレジの携帯アプリケーションから、納付書のバーコードを読み取る



金額が表示されます

ご注意ください!

- ▶ モバイルレジで納付した場合、領収書は発行されません。納税はモバイルバンキングの取引明細や通帳記帳でご確認ください。
 - ▶ 納税後、すぐに納税証明書が必要な方は市役所の窓口、領収書が必要な方は市役所、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。
 - ▶ バーコードがない納付書や、傷、汚れなどによってバーコードを読み取れない納付書はご利用になれません。
 - ▶ NTTドコモ、au、ソフトバンクのカメラ付き携帯電話でご利用いただけます。
- ※納税方法、ご利用可能携帯電話、金融機関などのお問い合わせなど、詳しくは下記のモバイルレジホームページをご覧ください。
 (パソコンから) <http://bc-pay.jp/pc/>
 (携帯電話から) <https://bc-pay.jp/>
- 問合せ 収納課 ☎551・1578

税に関するお知らせ

固定資産に関するお知らせ

納税通知書を郵送しました

毎年1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している方に、納税通知書を郵送しました。納税通知書が届かない方は資産税係までお知らせください。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の縦覧ができます

納税者の方が他の土地や家屋の価格と比較して自己の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます（納税義務者の方が自己の資産を確認する場合は、固定資産課税台帳の縦覧となります）。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格等を縦覧することができます。なお、固定資産課税台帳には、1月1日の現況をもとに、所有者ごとに土地、家屋、償却資産の価格、課税標準額などが記載されています。

縦覧できる方 固定資産税の納税者およびその同居の家族もしくは、納税者の委任または代理人の委任を受けた方（納税者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です）

納税義務者および同居の家族、借地借家人もしくは納税義務者の委任または代理人の委任を受けた方（納税義務者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です）

縦覧期間 5月31日(火)まで
（日曜・祝日は除く）

縦覧期間 通年（日曜・祝日、年末年始は除く）

縦覧・閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで、土曜日の正午から午後1時は除く）

縦覧・閲覧場所 市役所1階4番課税課窓口

縦覧・閲覧方法 印鑑および本人確認ができるもの（納税通知書、課税明細書、運転免許証等）を持参して、縦覧

・閲覧場所へお越しください。借地借家人の方が閲覧する場合は、その旨を証明できる書類（借地借家契約書の写し、地代家賃の領収書など）を持参してください。

手数料 縦覧期間中は縦覧および固定資産課税台帳の閲覧は無料です。

問合せ 課税課 資産税係 ☎551・1614

平成23年度課税証明書・非課税証明書の発行開始時期について

平成23年度市・都民税の課税・非課税証明書の発行を次のとおり開始します。で、総合窓口課（市役所1階7番）にお越しください。

【特別徴収の方】5月2日(月)から

【普通徴収の方】6月1日(水)から

※年金特別徴収については、6月1日(水)から

【特別徴収と普通徴収両方の方】6月1日(水)から

平成23年度より住民税(市・都民税)が特別徴収(給与天引き)になられる方へ

西多摩地区市町村では、給与収入の方の徴収方法について、特別徴収を推進しています。

平成23年度より特別徴収になる方については、税額通知書を5月10日(火)ごろに送付しますので、会社よりお受け取りください。特別徴収(給与天引き)は、6月分より開始となります。

問合せ 課税課 市民税係 ☎551・1610

軽自動車税の納税通知書の発送について

軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在に、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。対象者には5月初旬に納税通知書を発送します。

また、軽自動車税には身体障害者等に対する減免制度がありますので、同封のお知らせをご覧ください。

問合せ 課税課 市民税係 ☎551・1610

平成23年度より住民税(市・都民税)が特別徴収(給与天引き)になられる方へ

西多摩地区市町村では、給与収入の方の徴収方法について、特別徴収を推進しています。

平成23年度より特別徴収になる方については、税額通知書を5月10日(火)ごろに送付しますので、会社よりお受け取りください。特別徴収(給与天引き)は、6月分より開始となります。

問合せ 課税課 市民税係 ☎551・1610

軽自動車税の納税通知書の発送について

軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在に、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。対象者には5月初旬に納税通知書を発送します。

また、軽自動車税には身体障害者等に対する減免制度がありますので、同封のお知らせをご覧ください。

地価公示価格が発表されました

3月18日に全国の地価公示価格が発表されました。地価公示価格は、国土交通省が毎年1月1日現在の標準地における価格を公表する制度で、福生市内では17か所の標準地が設けられています。

問合せ 国土交通省土地・水資源局地価調査課 ☎03・5253・8111(代表)

【土地情報総合システム(国土交通省)ホームページ】
<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>

標準地価格表(平成23年1月1日現在)

標準地の所在	価格(円)	
	平成23年	平成22年
志茂18番3	161,000	164,000
熊川字北583番1外	153,000	157,000
熊川字北853番18外	165,000	170,000
南田園三丁目6番12	149,000	151,000
加美平三丁目12番3	167,000	172,000
福生字奈賀1173番5	152,000	156,000
福生字武蔵野2263番8	137,000	141,000
熊川字南43番4	128,000	132,000
武蔵野台二丁目8番9	164,000	168,000
東町6番5	205,000	206,000
熊川字東233番5	144,000	146,000
福生字武蔵野2322番21	147,000	151,000
東町3番5	402,000	415,000
牛浜86番1	206,000	213,000
福生字奈賀767番5外	333,000	348,000
熊川字武蔵野1708番15外	244,000	252,000
東町10番9	230,000	239,000

※価格は1平方メートル当たり

納税は 納期内で 元気な福生